Uchida

差出人:

EGAMI Yasushi - Mie Pref Gov.

送信日時:

2021年9月24日金曜日 13:25

宛先:

件名:

(三重県四日市農林事務所)Re: Fwd: 鈴鹿青少年下の森公園 環境モニタリングについて

<<三重県庁の規定により、庁外の方への電子メールの送信は、 全てBccを使用しています。ご理解ご協力をお願いします。>>

内田信也 様

お世話になります。

三重県四日市農林事務所森林・林業室の江上(えがみ)と申します。

当事務所の森林・林業室では、三重県自然環境保全条例第34条第1項の規定による開発行為の届出(下の※参照)に関する事務を行っておりますので、ご照会に対する回答の前に、この届出制度について説明します。

(三重県環境影響評価条例等に関する手続の要否につきましては、当事務所では 判断することができませんので、ご容赦ください。)

※1へクタール以上の自然地(樹林地、農地、湿地、湖沼等)において、宅地の造成等(サッカースタジアム等の屋外運動競技施設も対象です。)の開発行為をしようとする場合には、あらかじめ、行為の施行内容等並びに希少野生動植物の保護及び緑地の配置に関する計画等の事項を知事に届け出る(国の機関又は地方公共団体による行為の場合は知事に通知する)こととなっています。

この制度は、届出対象となる開発行為をしようとする事業者に対して、希少野生動植物の種の保護や地域特性に配慮した緑化を求めることにより、自然環境の保全に対する自主的な配慮を求めるとともに、自然環境の保全に著しく支障を及ぼす行為を未然に防止することを目的としています。

この届出にあたり、事業者は、次の事項について、あらかじめ確認、措置等を行 うこととなっています。

- ①開発行為の予定地及びその付近における希少野生動植物の生息、生育の状況について、主に文献資料調査等(必要に応じて現地調査)により確認すること
- ②開発行為の予定地及びその付近において、希少野生動植物の生息、生育が確認 された場合は、これらの希少野生動植物の生息、生育環境への負荷をできる限 り回避又は低減を図るための措置を講ずること
- ③開発行為の予定地及びその付近における植生等の自然環境を保全するため、一 定割合の緑地を確保し、適切に配置すること

この届出は、許可ではありませんので、事業者は、届出をした自然環境の保全に対する配慮の内容について、説明する責任があります。

なお、知事は、届出のあった自然環境の保全に対する配慮の内容に対して、希少野生動植物の種の保護、緑地の確保その他自然環境の保全のために必要があると 認めるときは、届出をした者に対して、助言又は勧告をすることがあります。

詳しい内容は、三重県ウェブサイト内の「三重の自然楽校/1haを超える開発 行為をするときは」をご参照ください。

参考URL

https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm ※三重県ウェブサイト上端の「サイト内検索」で、「自然口開発」(口は空 白文字)を入力し、検索結果の上位に該当のページが出てきます。

以下、ご照会に対する回答です。

> 1. 貴事務所に提出されるのでしょうか。

「環境モニタリング」が上記①にことを指す場合は、確認結果の内容は、近く 届出書とともに当事務所に提出されると伺っています。

> 2. 環境モニタリングを実施と結果について情報公開と説明会が環境アセスメ > ントと同じように行われるのでしょうか。

この届出制度では、環境アセスメントと同様の手続が条例に規定されていませ んので、開発行為着手前の情報公開と説明会は事業者側の任意となります。

> 3. 環境モニタリングの評価とスタジャム建設への許可基準等について知らせ 〉て下さい。

上記ウェブサイト「三重の自然楽校/1haを超える開発行為をするときは」 に、「開発行為届出マニュアル(令和3年6月改訂版)」があり、このマニュ アルの中ほど (7ページ以降) に基準が掲載されています。

以上、長文になりましたが、ご参考いただければ幸いです。 - ろしくお願いします。

三重県 四日市農林事務所

森林・林業室 林業振興課

江上 泰

TEL: 059-352-0655, FAX: 059-352-0765

E-mail:



事務所代表》

----- Forwarded Message -----

Subject: 鈴鹿青少年下の森公園 環境モニタリングについて

Date: Mon. 20 Sep 2021 22:53:52 +0900

From: Uchida

To: ynorin@pref.mie.lg.jp

お世話をおかけします。

`鹿青少年の森公園にサッカースタジャム建設計画があり環境モニタリングが 実施され近く提出されると聞きました。

- 1. 貴事務所に提出されるのでしょうか。
- 2. 環境モニタリングを実施と結果について情報公開と説明会が環境アセスメ ントと

同じように行われるのでしょうか。

3. 環境モニタリングの評価とスタジャム建設への許可基準等について知らせ て下さい。

青少年の森を生物多様性推進プラン、地球温暖化対策計画と鈴鹿青少年の森公 園利用者として

どうしても建設破壊から守りたいと思っています。

ご回答をお願いします。

鈴鹿市 内田 信也